

射 監 第 4 号
令和7年1月21日

射水市監査委員告示第 2 号

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年1月17日に実施した財政援助団体等監査（射水市商工会）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月21日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

財政援助団体監査

射水市商工会〔商工企業立地課〕

2 監査の実施日

令和7年1月17日

3 監査の期間

令和6年12月27日～令和7年1月17日

4 監査の範囲（令和5年度）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が適正に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	射水市商工会
代 表 者	会長 織田 寿一
所 在 地	射水市戸破 4200 番地 11

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金 額
商工業振興事業補助金	20,639,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) エネルギー価格の高騰や人手不足など、中小商工業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、地域経済の活性化に商工会が果たす役割は非常に大きい。商工会組織の拡充と財政基盤の強化、国、県、市の支援策の活用推進と連携強化を図り、組織を挙げて中小商工業者の持続的な発展、経営力強化に一層取り組まれない。

(商工企業立地課)